

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第41回）
〈書面開催〉

日時：令和3（2021）年5月15日（土）

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第41回）出席者

日時：令和3（2021）年5月15日（土）

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局長	本部員以外
倉敷市保健福祉局参与	〃

新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態措置（変更）

○ 産業労働部関係

- ・ 時短要請協力金、大規模集客施設協力金（変更）

岡山県 新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置 2021. 5. 14

内容は国との調整により
今後若干の変更の可能性あります。
2021. 5. 15 19時現在

岡山県 新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置

- ① 区域 **岡山県全域**
② 要請期間 **5月16日(日)～5月31日(月)**

県民の皆様へ

【特措法第45条第1項に基づくもの】

- 日中も含め不要不急の外出・移動は自粛すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請又は営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 県外との不要不急の往来は極力自粛すること
- 個食や黙食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 大人数のバーベキュー、地域で集まって行う会食やカラオケは自粛すること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

● 飲食店等への要請（県内全域）

期間	令和3年5月16日（日）から5月31日（月）まで
対象施設	【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 結婚式場
実施内容 要請内容	<u>（特措法第45条第2項に基づくもの）</u> 命令、過料の規定あり ○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取り止める場合を除く）は休業 ○営業時間の短縮 （通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時～20時まで短縮） ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置 <u>（特措法第24条第9項に基づくもの）</u> ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ※ 結婚式場については、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催をお願いします

▶ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（特措法第24条第9項に基づく）

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間の短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類又はカラオケ設備の提供は停止を要請

● 集客施設等への要請【特措法第24条第9項に基づく】

施設の種類	施設の例	要請内容	
		床面積が1000㎡超	床面積が1000㎡以下
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	・5時から20時までの営業時間短縮 ・ただし、1万㎡超の施設については、土日祝日の休業 ※ いずれも、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く	【働きかけ】 ・5時から20時までの営業時間短縮 ※ 生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ・入場整理の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
運動・遊技施設	スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等		
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等		
サービス業（生活必需サービスを営む店舗を除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等		

●イベント関連施設等への要請【特措法第24条第9項に基づく】

施設の種類	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	床面積が1,000㎡以下
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム、ライブハウス等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は、21時までの営業時間短縮） ・ 人数上限5,000人、かつ収容率50%以内 〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場整理の働きかけ ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込を含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント開催（映画の上映を含む）の場合は21時までの営業時間短縮 ・ 人数上限5,000人、かつ収容率50%以内 〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント開催（映画の上映を含む）以外の場合は20時までの営業時間短縮 ・ 入場整理等の働きかけ ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込を含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等		
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）		
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等		
博物館等	博物館、美術館等		
葬祭場	葬祭場	・ 酒類提供自粛（酒類の店内持込含む）働きかけ	

※ 無観客開催の場合は、営業時間短縮対象外

※ オンライン配信の場合は、営業時間短縮要請対象外

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催をお願いします

●県内でのイベントの開催について（特措法第24条第9項に基づく）

- 県外又は県内各地から参加が見込まれるイベントを自粛すること
- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期を検討すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること
- イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること
- チェックリストを活用して自己点検を徹底すること

(<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>)

期間	5月16日(日)～5月31日(月)
人数上限	5,000人以下かつ収容率50%以下
開催時間	21時まで

●各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

<事業者の皆様への協力要請> *実施状況を積極的に公表してください

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に向けて取り組むこと
- 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）を夜間消灯すること
- 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと
 - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと
 - ・職員同士の距離を確保すること
 - ・事業場の換気を励行すること
 - ・複数人が触る箇所を消毒すること
 - ・発熱等の症状が見られる従業員の出勤を自粛すること
 - ・昼食での感染防止のため昼休み等の休憩時間に幅を持たせること
 - ・社員食堂などでの感染防止のため、座席数を減らす措置を行うこと
 - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること（業務上必要で、延期が困難なものやオンラインによる開催を除く）

<学校への協力要請>

- 学生・生徒・児童に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛をすること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 発熱等の症状等がある学生等は登校や活動参加を控えること
- 大学生等は飲み会を控えること

●各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

<高齢者施設・医療施設等への協力要請>

- 地域の感染状況に応じて、高齢者施設等の従事者等への検査を頻回実施すること
- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 面会は原則禁止することとし、オンラインなどを活用すること
- 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと

<コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請>

- 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること
- 隔離解除されたが引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること
- コロナ患者の病床を整備すること

<コロナ患者を受け入れている医療機関への協力要請>

- 救急医療をできる限り維持した上で、中等症病床を可能な限り増床すること
- 重症病床を有する医療機関は重症病床を可能な限り増床すること
- コロナ患者の受け入れに支障が生じる場合においては、医師が延期できると判断した入院・手術を一時停止すること

<公共交通事業者への協力要請>

- 終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等を行うこと

岡山県に緊急事態措置が適用されました

● 飲食店等への要請（県内全域）

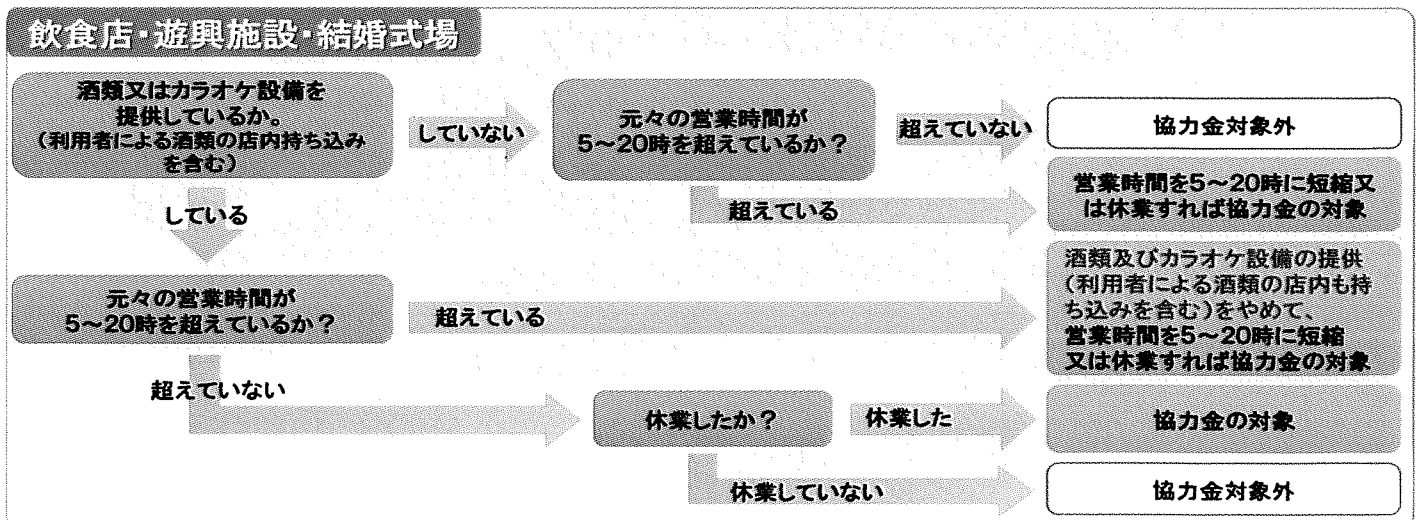
期間	令和3年5月16日（日）から5月31日（月）まで
対象施設	【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 結婚式場
実施内容 要請内容	<u>（特措法第45条第2項に基づくもの）命令、過料の規定あり</u> ○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取り止める場合を除く）は休業 ○営業時間の短縮 （通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時～20時までに短縮） ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条第1項各号の措置 <u>（特措法第24条第9項に基づくもの）</u> ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ※ 結婚式場については、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催をお願いします

▶ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（特措法第24条第9項に基づく）

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間の短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類又はカラオケ設備の提供は停止を要請

岡山県時短要請協力金（第2期）

（参考）対象フロー図



支給要件

※右記1、2の全てを満たすこと

- 次の①～③のいずれかを満たし、要請期間中の全ての日において、全面的に協力すること
 - 元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケボックスや酒類の持ち込みを認めている飲食店を含む。以下同じ)は、休業又は酒類およびカラオケ設備の提供を取りやめて営業時間を5時～20時まで短縮すること
 - 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が休業すること
 - 元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等は、営業時間を5時～20時まで短縮すること
- 次の全てを満たすこと
 - 飲食店等への要請内容を遅くとも5月17日(月)から開始すること
 - 食品衛生法第52条に基づく飲食店または喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、デリバリーを除く、カラオケボックス含む) (令和3年5月13日(木)以前から営業していること)
 - 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
 - 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

1店舗あたり

5月16日～31日

<中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
10万円以下	4万円
10万円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割
25万円以上	10万円(上限額)

<大企業(売上高減少額方式)>

1日あたりの支給額:
前年度又は前々年度からの1日あたりの
売上高減少額×4割

※上限額:20万円

※中小企業等も大企業の方式を選択可

申請方法

受付開始：令和3年6月中旬予定

申請方法については、郵送及び電子申請により行います。
詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。



岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



時短要請に伴う協力金の申請をされる方は、

- 店頭、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、協力いただいた内容が確認できる『写真を保存』しておいてください。
- 添付書類として、前年度又は前々年度の確定申告書等、売上高の確認に係る提出書類が必要になる場合があります。※必要書類は、確定次第改めて公表します。

相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086-226-7968 受付時間 9:00～17:00

(土日・祝日は休み ※5月16日(日)までの土日祝日は受付)



2021/05/15

岡山県大規模集客施設協力金

要請にご協力いただいた大規模施設等に対して、協力金を支給します

要請内容

- 【要請期間】 令和3年5月16日(日)から令和3年5月31日(月)
- 【対象区域】 岡山県全域
- 【対象施設】 床面積1,000㎡超の大規模施設及び同施設内のテナント・出店者等
- 【要請内容】 裏面を参照

支給要件

※全てを満たすこと

- 1 上記対象区域内の対象施設であること
- 2 上記要請期間中の全ての日において、裏面の要請内容に全面的に協力していること(※遅くとも5月18日(火)から開始すること)
- 3 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
- 4 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

	大規模施設	テナント・出店者等
支給対象	特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1,000㎡超の施設	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に会場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業者等
1日あたりの支給金額	「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」	「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」

※協力金の計算方法等については、国からの通知により詳細が決定します。
決定次第ホームページ等でお知らせします。

申請方法

受付開始：令和3年6月下旬予定

- ・申請方法については、郵送及び電子申請により行います。
- ・詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。

岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



— 協力金の申請をされる方は —

- 店頭にて、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、営業時間の短縮が確認できる『写真を保存』しておいてください。
 - 添付書類として、床面積等の要件が確認できる書類及び営業時間の短縮の状況が分かる書類が必要になる場合があります。
- ※必要書類は、確定次第改めて公表します。

相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086-226-7968 受付時間 9:00~17:00

(土日・祝日は休み ※5月16日(日)までの土日祝日は受付)

● 集客施設等への要請【特措法第24条第9項に基づく】

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000㎡超
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時から20時までの営業時間短縮 ・ ただし、1万㎡超の施設については、土日祝日の休業 ※ いずれも、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く 〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場整理の働きかけ ・ 店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
運動・遊技施設	スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	
サービス業 （生活必需サービスを営む店舗を除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	

● イベント関連施設等への要請【特措法第24条第9項に基づく】

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000㎡超
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム、ライブハウス等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は、21時までの営業時間短縮） ・ 人数上限5,000人、かつ収容率50%以内 〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場整理の働きかけ ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込みを含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	
博物館等	博物館、美術館等	

※ 無観客開催の場合は、営業時間短縮対象外

※ オンライン配信の場合は、営業時間短縮要請対象外

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催をお願いします